

令和3年度益田市予算編成方針

はじめに

国の令和3年度予算の概算要求に当たっては、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題であることから、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）において、「新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けた対応」、「国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くための対応」、「『新たな日常』の実現に向けた対応」を今後の政策対応の大きな方向性として重点を置いたものとしている。

この基本方針を踏まえ、国は経済・財政一体改革を推進する際には、国・地方の信頼関係及び適正な財政秩序を維持しつつ、改革に取り組むことが重要であるとしている。

こうしたことから、令和3年度の本市の予算編成に当たっては、これら国等の予算要求内容及び地方財政計画等の動向を十分注視し、収支均衡型予算の実現を目指すとともに、持続可能な財政運営を今後も維持する中で、令和3年度を初年度とする「まち・ひと・しごと創生益田市総合戦略」と一体的に策定する「第6次益田市総合振興計画」に基づく各施策や、新型コロナウイルス感染症への対応などの喫緊の課題に対する取組を積極的に推進していく必要がある。

1 本市の状況

本市の令和元年度の一般会計決算では、実質収支で約5億2千万円の黒字を確保し、普通会計決算における経常収支比率は95.4%と前年度から0.3ポイント改善をしているものの、全国平均と比較して高い状況にあり、財政は硬直化した状況が続いている。

また、健全化判断比率については、実質公債費比率は13.4%と前年度から0.6ポイント改善し、将来負担比率については118.7%と前年度から5.4ポイント改善するなど、それぞれの比率については近年改善傾向で、早期健全化基準もクリアしているものの、全国平均と比較すると依然として高い状況となっており、引き続き健全化判断比率の適正化を図る必要がある。

そうした状況の中、新型コロナウイルス感染症による社会の変化が市財政に与える影響は大きく、今後においても感染症対策への取り組みをはじめ、子育て支援や高齢者福祉などのための社会保障や公共施設の老朽化に伴う大規模改修などが見込まれる中、本市の財政状況は一層厳しさを増すことが予想される。

こうしたことを踏まえ、財政の健全性の確保の観点からも、市債の発行に当たっては後年度の財政負担が過大とならないよう、引き続き慎重に運用を行うとともに、今後の施設の老朽化対策や新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、集中豪雨などの大規模な災害に備え、財政調整基金等の基金残高の確保を図る必要がある。

2 基本方針

令和 3 年度は、コロナ禍という前例のない事態に直面する中で、市民サービスの質を低下させず、安定的に提供するため、既存事業の有効性を一層厳しく検証するとともに新たな課題に対応しながら持続可能な市政運営を行っていくことに、全職員一丸となって取り組まねばならない。

予算編成にあたっては、所信表明でも示している「益田プライド」の実現に向けた事業の構築を目指すとともに、次の事項を基本方針として、予算の編成を行うものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の動向により、中長期的な先行きが見通せない状況にあっても、市民サービスの向上のため、財政状況も踏まえつつ、「まち・ひと・しごと創生益田市総合戦略」と一体的に策定する「第 6 次益田市総合振興計画」に基づく各施策を着実に進めるとともに、新型コロナウイルス感染症により新たに生じた対策にも対応しながら、先送りのできない喫緊の課題など真に必要な施策への対応にむけて、最小の経費で最大の効果を上げるため、職員の創意工夫による実効性に富んだ施策を展開すること。
- (2) 社会情勢の変化を的確に捉え、高度化・複雑化する行政課題に対して、スピード感を持って対応するためには職員一人ひとりが危機感を持って施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、限られた財源を効率的に

活用するという観点からも、新たな視点で大胆な事業の見直しや再構築を行い、新たな施策展開の財源を確保すること。

- (3) 今後、歳入の根幹をなす市税の減収が懸念される状況にあっても、多様化するニーズに的確に応え、持続可能な市政運営を行うため、「歳入に見合った歳出」を念頭に、既存事業のスクラップや全庁的な事務事業の精査を行い経費節減の徹底を図るとともに、新たな歳入確保対策やICTを活用した業務の効率化を推進し、健全で持続可能な財政基盤を構築すること。

3 歳入の確保

(1) 市税等の確保

税等の収入による財源を確保するため、社会経済情勢の変化、税制改正の動向、市民所得の状況と課税客体の的確な把握による適正な課税に努めるとともに、公平負担の原則から引き続き市税・国民健康保険税等の収納率の向上に向けて取り組むこと。

(2) 国県補助金等の活用

国県補助金等においては、制度改正や補助率・補助基準の変更、一般財源化等、国や県の動向に十分留意し、複数の省庁等における補助金などの活用に向けた、複合的な視点からの事業の組立ても含め、活用可能な補助金等を確実に把握するとともに、要望活動等を通じ積極的な確保に努めること。

また、国や県の補助金等の見直しや、削減等により補助率どおりに内示が見込めない状況もあることから、関係機関に対して積極的に働きかけるとともに、実際に想定される交付率を考慮して的確な額を反映させること。

(3) その他歳入の確保

使用料・手数料においては、内容に応じた適正な受益者負担や、公平化の観点から算定基準の見直し等十分な検討を行うこと。

市債においても、適債事業の検証や充当率等をよく確認して見積もりを行うこと。

また、既存・新規を問わず事業の実施に当たっては、担当課における財源の確保が必要不可欠であるということの基本とし、新たな財源の創出のため、公有財産の積極的な売却・貸付による有効活用や、有料広告収入の確保を図るほか、ふるさとづくり寄附金受納に向けた一層の推進など、あらゆる歳入確保に向けた取組を行うこと。

4 歳出の抑制

(1) 投資的経費の抑制

- ① 普通建設事業の増大に伴う市債発行は、後年度の財政運営を圧迫することから、事業実施に当たっては事業の必要性を十分に検証のうえ、コスト削減に努めるとともに優先度・重要度を明確にする中で、将来的な施設等のニーズ変化にも柔軟に対応し得る整備計画に基づき、後年度の公債費計上を踏まえた実施を図ること。
- ② 施設の改修・修繕等については、ランニングコストなどの後年度負担を含め、投資額に見合う市民サービスの充実が図られるか、他の代替手段により対応可能かなど、様々な視点で効果を十分検証し、安全面等で法令に適合させるための施設改修以外については必要最小限の積算とするとともに、「益田市公共施設等総合管理計画」に基づき、既存施設等の活用による廃止・休止等についても十分な検討を行い、後年度の維持管理経費の抑制を図ること。

(2) 経常的経費等の抑制

- ① 新型コロナウイルス感染症により新たに必要となる対策もあり、すべての施策・事務事業について根本に立ち返り事業の存廃も含め徹底した点検・見直しを行うとともに、既存事業の実施方法などを再度検証すること。
- ② 会計年度任用職員については、従事させる事務の必要性、効率性等を十分検討し、必要最小限の人数・期間となるよう、現在の採用人数等の見直しを行うこと。
- ③ 扶助費については、毎年度決算において多額の不用額や国県支出金返還金が発生している状況であるため、国や県の動向を把握し、安易に伸び率等を使用するのではなく見積額の十分な精査を行うとともに、事業の必要性や規模、基

準の妥当性等を再度検証し、抑制に努めること。

- ④ 事業委託については、必要性や費用対効果等を十分精査・検証し、経費の縮減に努めること。
- ⑤ 維持管理等については、点検、修繕を計画的に行うとともに、経費の節減や事業内容の見直しにより、トータル費用の縮減に努めること。
- ⑥ 補助費等については、引き続き補助率、限度額、終期設定等の検討を行うなど、内容や経費の精査を行うこと。
- ⑦ 特別会計については、事業の一層の効率化及び自主財源の確保を図ることにより、経営の健全化に努め、一般会計からの繰出しを最大限抑制すること。
- ⑧ 一部事務組合負担金については、他の構成団体と連携し、組合財政の健全性の確保に努める中で、縮減に向けての検討要請を行うこと。

5 その他

(1) 事業の繰越について

予算要求に向けては、当初において適正な計画を設定することによって、繰越事業の増加を抑制すること。特に、新型コロナウイルス感染症対策として、新たな取組や令和2年度からの繰越も想定されるため、通年事業も考慮する中で、事業量やスケジュール等を十分精査すること。

(2) 会計年度任用職員について

会計年度任用職員の予算要求については、人数及び業務時間、事業内容等を精査し、採用に当たっては決裁において必ず人事課の合議を受けること。

なお、予算要求については人事課合議後の所要額とするが、要求額については査定の対象とする。

(3) 予算案の概要等の公表

市民への説明責任、財政運営の透明性確保の観点から、ホームページ等で予算案の概要等を公表するとともに、引き続き市民にわかりやすい財政状況の広報に努めること。

(4) 予算要求基準等について

予算要求基準の区分は《別表 1》、予算要求基準額は《別表 2》、今後の予算編成スケジュールについては《別表 3》のとおりとし、予算要求に際しては、必ず部局内で調整を行い要求額の抑制に努めること。

(5) 予算要求における各部局の取組方針について

予算要求に当たっては、部局全体としての主要な事業、取組方針を明確にするために、《別表 4》の「令和 3 年度当初予算にかかる主要事業・取組方針」を各部局ごとに提出すること。

◆ 予算要求基準の区分

区 分		経 費 の 内 容
要求基準対象経費	主体的経費	<p>要求基準額内で主体的に行う経費</p> <p>① 各部局等に配分する一般財源により行う経費</p> <p>② 自らが積算する特定財源により行う経費</p> <p>※ 義務的経費、政策的経費、災害復旧費以外の経費</p> <p>※ 対象とする経費は別途に指示</p>
要求基準対象外経費	義務的経費	<p>人件費、扶助費、公債費等の義務的経費</p> <p>① 特別職及び一般職に係る人件費 (会計年度任用職員含む)</p> <p>② 扶助費(国庫負担等を伴うものなど)</p> <p>③ 特別会計への繰出金</p> <p>④ 広域組合への負担金</p> <p>⑤ 公債費(公債費に準ずるものを含む)</p> <p>⑥ 債務負担行為に係る経費</p> <p>⑦ 事業査定で義務的な経費とされたもの など</p>
	政策的経費	<p>重点施策、喫緊課題等に対応する経費</p> <p>① 重点施策への取組(総合戦略、ひとづくり協働構 想、喫緊施策)に係る経費</p> <p>※ 対象とする経費は別途に指示</p>

令和3年度予算要求基準額

(単位：千円)

部 署	一般財源要求基準額	備 考
政策企画局	494,400	
総務部	128,400	
福祉環境部	664,900	
産業経済部	218,000	
建設部	241,100	
消防本部	17,200	
教育委員会	744,000	
総 計	2,508,000	

※ 議会事務局、出納室、農業委員会、選挙管理委員会、監査・公平委員会については、事業査定に基づいた所要額とするが、要求額については査定の対象とする。

令和3年度当初予算編成スケジュール（予定）

日 程	内 容
10月 下旬	○ 予算編成方針の決定
10月28日（水）	○ 予算編成方針の庁内説明会 予算編成方針について、部課等へ説明
11月20日（金）	○ 当初予算要求書提出期限 予算編成方針（予算要求基準）に基づき、各課から要求書等を財政課へ提出
11月24日（火） ～12月11日（金）	○ 財政課ヒアリング 各課等からの要求書等の提出を踏まえ、要求内容について財政課によるヒアリングを実施
12月 中旬～	○ 総務部長、財政課長査定 各課等からの要求内容ヒアリング結果を踏まえて査定を実施
1月 上旬	○ 査定結果内容を各部局へ通知 総務部長、財政課長査定の結果を各部局へ通知し内容の確認を依頼
1月 上旬～	○ 副市長査定 総務部長、財政課長査定の結果を踏まえて査定を実施
1月 中旬～	○ 市長査定（当初予算案決定） 副市長査定の結果を踏まえて査定を実施 （各部局通知後の対応協議含む）
2月 中旬	○ 当初予算案の概要等について公表（ホームページ）
2月 下旬	○ 令和3年度当初予算（案）を議会へ提出

令和 3 年度当初予算にかかる主要事業・取組方針
(●●部・局)

※ 令和 3 年度当初予算要求にかかる、部局全体としての、主要な事業、取組方針
(何を令和 3 年度のメインに据えて、どう部局の施策を推進していくのか。) を記載してください。

<主要事業>

<取組方針>